議題3：死亡者の減免について（豊川市提出）

資料3

市　名		各　市　の　状　況		
		(1)現在、死亡者の市県民税について減免を行っているか	①減免している　と回答した場合	②減免していない　と回答した場合
			(2)死亡者の減免のうち、どういった方を減免の対象としているか。	(3)死亡者の減免を新たに条例に加えるかどうか（予定含む）
1	名古屋市	②減免していない		②いいえ
2	豊橋市	①減免している	賦課期日後に死亡した者の前年中の合計所得金額（注1）が「減免基準金額（注2」以下で、納付が著しく困難（注3）と認められる納税の義務を承継した相続人 注1：合計所得金額とは、純損失・雑損失の繰越控除をしないで計算した各種所得の合計額に非課税所得や退職金等を加算した額 注2：減免基準金額とは、「200万円+配偶者控除額+扶養控除額+（16歳未満扶養親族数×33万円）」 注3：著しく困難とは、納税義務者（死亡者）の土地及び家屋の評価額の合計が200万円以下であり、相続税が課されず、法定相続人の前年中における合計所得金額が125万円以下であること	③その他（規定済み）
3	岡崎市	①減免している	被相続人の死亡日の前年所得金額が1,000万円未満である相続人	
4	一宮市	①減免している	①前年の合計所得金額が250万円以下の場合について、死亡した日以後に到来する納期分を減免する。②震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により死亡した者について、死亡した日以後に到来する納期分を減免する。	①はい（予定含む）
5	瀬戸市	①減免している	「賦課期日後に死亡した者」を対象としています。	
6	半田市	①減免している	当該年度の賦課期日後に死亡した者のうち前年中における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が250万円以下の方	
7	春日井市	①減免している	前年の合計所得金額が200万円以下の者。その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、200万円＋33万円×扶養人数以下の者。	
8	豊川市	②減免していない		①はい（予定含む）
9	津島市	①減免している	賦課期日後に死亡した者のうち、前年の合計所得金額が200万円以下である者であって、減免事由の発生の日から30日を経過した日又は当該発生の日後最初に到来する納期限のいずれか遅い日までに減免申請書が提出された場合に減免しています。減免額は、死亡後に到来する納期限に係る納付額（分離課税に係る所得割の額を除く。）の全部です。	
10	碧南市	①減免している	前年中の合計所得金額が500万円以下のもの	
11	刈谷市	①減免している	当該年度の賦課期日後に死亡した当該納税義務者で、前年中の合計所得金額が125万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に32万円を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者及び扶養親族有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額）を加算した金額以下の者 ※ただし、当該納税義務者が死亡した後においても生前の所得に影響しないと認めるものはこれを減免しない。	
12	豊田市	①減免している	豊田市市税減免規則を定めて減免している。 対象は賦課期日以降に死亡した者で、前年中の減免基準所得金額が基準額の3倍以下の者（基準額等は別紙のとおり）	
13	安城市	①減免している	当該年度の賦課期日以後に死亡した者で、前年における合計所得金額が500万円以下のものが対象。減免額申請後に到来する納期限に係る納付税額の全額。	
14	西尾市	①減免している	「西尾市個人市民税減免事務取扱要領」にて定めており、賦課期日以後に死亡した者で、前年中の合計所得金額が基準額以下の者は全額減免、基準額の2倍以下の者は半額減免としています。なお、基準額は、「125万円+配偶者控除額+扶養控除額+33万円×16歳未満の扶養親族の数」です。	②いいえ
15	蒲郡市	②減免していない		②いいえ
16	犬山市	①減免している	死亡日以降の納期未到来分すべて	
17	常滑市	①減免している	前年中における合計所得金額が200万円以下の者	

市　名		各　市　の　状　況		
		(1)現在、死亡者の市県民税について減免を行っているか	①減免している　と回答した場合 (2)死亡者の減免のうち、どういった方を減免の対象としているか。	②減免していない　と回答した場合 (3)死亡者の減免を新たに条例に加えるかどうか（予定含む）
18	江南市	①減免している	前年中の総所得金額等が法第295条第1項第2号に規定する額に2を乗じて得た額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、50万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た額を加算した額)以下の者	
19	小牧市	①減免している	別紙減免早見表参照	
20	稲沢市	①減免している	当該年度の賦課期日後に死亡したもののうち、前年中における総所得金額等が400万円以下のもの	
21	新城市	②減免していない		②いいえ
22	東海市	①減免している	前年の総所得金額等が200万円以下で、死亡後に納めるべき税額がある方	
23	大府市	①減免している	所得200万円以下で死亡後に到来する納期に係る納付額について期限内に減免申請を提出した場合。	
24	知多市	①減免している	死亡者で前年の合計所得金額が250万円以下の者	
25	知立市	①減免している	当該年度の賦課期日後に死亡した者のうち前年中の総合所得金額及び山林所得金額の合計額が500万円以下の者	
26	尾張旭市	①減免している	相続人代表者の担税力に関わらず、死亡理由で申請があった場合は減免となります。	
27	高浜市	①減免している	当該年度の賦課期日以後に死亡した納税義務者のうち、前年中における合計所得金額が500万円以下のものであって当該世帯の世帯員（死亡した納税義務者を除く。）の市民税所得割額の合計額が12万円を超えない者	
28	岩倉市	①減免している	当該年度の賦課期日後に死亡した者のうち前年中における総所得金額が200万円（控除対象配偶者、扶養親族がある場合はその合計人数×30万円を加算した金額）以下のもの。ただし、相続人の当該年度中の合計所得金額の見込額の合計が200万円以上である場合は適用不可。	
29	豊明市	①減免している	1月1日以降に死亡した方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方	
30	日進市	①減免している	前年度の合計所得金額が200万円以下	
31	田原市	②減免していない		②いいえ
32	愛西市	①減免している	賦課期日後に死亡した者のうち前年中の総所得金額等が180万円以下の者	
33	清須市	①減免している	震災等により死亡した者	
34	北名古屋市	①減免している	当該年度の賦課期日後に死亡した方のうち、前年中の総所得金額等が200万円以下の方。ただし、その方が控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合は、その控除対象配偶者及び扶養親族の数に33万円を乗じて得た金額に200万円を加算した金額以下とする。	
35	弥富市	①減免している	1月1日（賦課期日）後に死亡した方のうち、前年中の総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る所得割の課税標準となる額以外の額とする。）及び山林所得金額の合計額が200万円以下の方	
36	みよし市	①減免している	死亡者の相続人に担税力がないと認められる場合 （基本的には納税してもらうよう案内しています。）	
37	あま市	①減免している	死亡した者の合計所得金額が200万円以下の場合を対象としており、相続人の担税力は考慮していません。	
38	長久手市	①減免している	死亡者の課税標準額が100万円以下の場合のみ、減免の対象としています。	